

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 18 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530613

研究課題名（和文） 社会的包摂の担い手としての社会的企業の制度的・社会的基盤に関する  
日韓比較研究研究課題名（英文） Japan-Korea comparative research on the institutional and social  
conditions of social enterprises tackling with social exclusion

研究代表者

藤井 敦史 (FUJII ATSUSHI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：60292190

研究成果の概要（和文）：日本における労働統合型社会的企業（WISE）として、主としてワーカーズ・コレクティブと労働者協同組合を取り上げ、それらによる社会的包摂の取り組みの到達点と組織上・制度上の課題（参加概念の再構築、連合組織のあり方、公契約が抱える問題等）について明らかにした。また、以上のような日本の労働統合型社会的企業と韓国社会的企業を比較し、両者が、類似した制度上の問題を抱えていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：We investigated the social inclusive role of workers collective and workers co-op movement as Japanese WISE(Work Integration Social Enterprise). We revealed some challenges of these Japanese WISEs, that is, the reconstruction of participation concept, the relation between headquarter and business places on the spot, bad conditions of public contract and so on. In addition we compared these Japanese WISEs with Korean WISEs and found similar institutional problems.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会的企業、労働統合型社会的企業（WISE）、社会的包摂、社会的排除、ワーカーズ・コレクティブ、労働者協同組合、韓国社会的企業

## 1. 研究開始当初の背景

(1)社会的排除問題の解決の担い手として社会的企業が注目を集めている。社会福祉の領域においても、2000年の厚生労働省社会・援護局による『社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』以降、社会的排除問題がクローズ・アッ

プされるようになり、それに伴い、社会的包摂を可能にするアクターとして社会的企業が注目を集めるようになってきた（炭谷茂・大山博・細内信孝編 2004『ソーシャルインクルージョンと社会企業の役割—地域福祉計画推進のために』ぎょうせい、福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社等）。

また、障害者雇用、ホームレス、ワーキング・プア、若年雇用といった社会的排除の現場からも、近年、社会的企業への注目が高まっており、イタリアの社会的協同組合との経験交流などが行われてきた。

(2)しかし、日本における社会的企業の調査研究をめぐっては、理論と実証研究をめぐって二つの問題を指摘することができる。第一に、社会的企業の理論に関しては、国際的に見た時、二つの理論潮流の存在を指摘できる。一つは、社会的起業家を重視した米国の社会的企業論であり、もう一つは、欧州の EMES グループに代表される社会的経済・連帯経済論を基盤とした社会的企業論である。日本では、この内、前者のように、社会的企業を、端的に、社会的起業家の強力なリーダーシップに率いられた「社会問題をビジネスで解決する」事業体として捉える傾向が強い。とりわけ谷本寛治等、経営学者による研究や経済産業省を中心とした政策文書においては、社会的企業の強調の中に、①市場収入によって財政的な自立を達成することの要請と②小さな政府を補完する新たな公共サービスの担い手としての期待を色濃く読み取ることができる。そして、そこでの社会的企業とは、端的に言って、NPO の営利企業への制度的同型化を促進するロジックだと見なすことができるだろう。しかし、こうした日本での社会的企業概念の導入のされ方は、欧州の社会的企業の実態から考えると、かなり問題が多い。なぜなら、そもそも、困難な生産要素（労働力）と購買力のない地域市場という負の条件を抱えた社会的企業を、市場競争で生き残り可能な事業体として想定することには無理があり、また、過度の企業化は、大規模化・官僚制化等を伴い、ボランティアを含む多様なステークホルダーの参加、地域密着、幅広いネットワークといった社会的企業の「社会性」の重要な要素を掘り崩す危険性を有しているからである。したがって、我々は、社会的企業を過度に市場主義的に捉えるのではなく、社会的企業が、その社会性と企業性を維持しながら、持続的に発展していくことが可能な制度的条件（団体法制や政府からの委託事業や補助のあり方）や中間支援組織を含む社会的な基盤条件について明らかにしていくことが重要だと考えてきた。

(3)第二に、日本では、上記のように、欧米の社会的企業に関する概念や理論が紹介される一方、日本の社会的企業自体に関しては、一部の事例が成功事例としてアド・ホックで紹介されているに過ぎず、実態に関する包括的な調査研究は未だに手つかずの状況にあると言わざるを得ない。そもそも、日本の場合、欧州諸国や韓国などと違い、社会的企業という定まった法人格があるわけではなく、事業型 NPO、コミュニティ・ビジネス、ワ

ーカーズ・コレクティブ等、様々な名称が用いられ、かつ、法人格も、NPO 法人、有限会社、企業組合、任意団体等、多岐にわたる。したがって、社会的企業の実証的な調査研究を行うためには、①認識対象としての社会的企業をどのように操作的に定義すべきか、②社会的企業の事例をどのようにして包括的に収集することができるのか、③一口に社会的企業と言っても、事業領域ごとに、異なる制度の下で事業が展開されており、事業領域ごとの差異が大きいといった問題にぶつからざるを得ない状況にあった。

## 2. 研究の目的

(1)以上のような状況に対して、本調査研究は、これまで継続的に行ってきたイタリアとイギリスにおける社会的企業に関する実態調査を基盤としつつ、日本の社会的企業の中でも、雇用創出事業に携わる社会的企業、労働統合型社会的企業（Work Integration Social Enterprise、以下、略称 WISE）に焦点を絞り、障害者雇用、ホームレス、若年雇用の領域で活動する WISE の実態に関して、実際に活動を展開している WISE（中間支援組織を含む）の実践家と共同調査を行い、また、経済学・社会学・政治学・教育学等、学際的な分析視角から社会的企業の制度的・社会的基盤条件を明らかにしていく。

(2)そして、第二に、IMF ショック後の失業問題を背景とした、2006 年の社会的企業育成法の成立以来、アジアで社会的企業の発達が急速に進んでいる韓国に関して、社会的企業の実態に関して調査研究を行う。具体的には、社会投資支援財団等の中間支援組織との協力によって、先進的な韓国社会的企業のヒアリング調査を行い、韓国社会的企業の歴史的経緯や社会的基盤、社会的企業育成法の現実的な効果等を明らかにしていく。その上で、日韓を中心とした東アジアと欧州の社会的企業の国際比較を行い、社会的企業の発展にとって重要な制度的・社会的条件を析出し、国際的な研究交流を促進する。

## 3. 研究の方法

(1)日本の社会的企業の実態調査に関して、本調査研究では、まず協同組合の系譜に位置付けられる労働統合型社会的企業（WISE）、ワーカーズ・コレクティブと労働者協同組合の二つの流れに注目した。そして、ワーカーズ・コレクティブの調査に関しては、ヒアリング調査の前提として、都道府県のワーカーズ・コレクティブ連合組織の代表と共に JWISE 研究会という共同調査研究組織を立ち上げた。この JWISE 研究会では、実践家と共に、調査対象の選定、ヒアリング項目や質問票の検討を丹念に行い、更に、分析の際にも、実践的見地から有用な意見を頂くこと

ができた。また、調査票の作成の際には、欧州の社会的企業調査を行ってきた EMES ネットワークの PERSE 調査で使われた調査票を入手し、それを元に、現場の感覚に基づいた質問票の作成を心掛けた。その上で、本調査研究においては、まず、就労困難者の職場づくりを行っている東京・神奈川・千葉・埼玉のワーカーズ・コレクティブ 12 団体に対する詳細なヒアリング調査を行い、併せて、各連合組織におけるインフラストラクチャー機能に関する調査も行った。

(2) 第二に、労働者協同組合連合会（センター事業団）に関しては、日本労働者協同組合連合会のシンクタンク組織である協同総合研究所に協力頂き、ワーカーズ・コレクティブ調査の際に用いた調査票を元に、労働者協同組合に適合的な調査票を作成し、プレ調査として、関西と九州の構成団体にヒアリング調査を行った。その上で、2011 年度には、労働者協同組合の組合員を対象とした意識調査の分析を行った。これは、日本労働者協同組合連合会センター事業団が自ら行ったアンケート調査の分析を行わせて頂いたものであり、労働者協同組合における「協同労働」が、組合員にとって実質的に、どのように認識されているのか、また、組合員参加が、現実的に、どのようなレベルで行われているのかを検討した。加えて、2011 年の年末に、センター事業団、地域労協・事業団、日本高齢者生活協同組合連合会及び社会福祉法人協議会に所属・加盟する全事業所を対象とする「ワーカーズ・コープの実態に関するアンケート調査」を実施した。

(3) 韓国社会的企業関係者との研究交流に関しては、2009年11月に韓国社会的経済研究会からお招きを受け、日本の社会的企業についてソウルで報告すると同時に、韓国社会的企業育成法の抱える課題や韓国社会的企業を支える中間支援組織の実態についても理解することができた。また、2010年8月には、韓国の社会投資支援財団、聖公会大学社会的企業研究所、また幾つかの現場の社会的企業についてヒアリング調査を実施した。そこで、韓国社会的企業育成法の抱える課題や韓国社会的企業を支える中間支援組織の実態、政権交代以降の社会的企業政策の変化等について理解することができた。最終年度である2011年の11月上旬には、韓国の聖公会大学、柳韓大学の研究者と共にこれまでのお互いの社会的企業研究に関して意見交換のための国際シンポジウムを、ソウルにある柳韓大学で開催した。韓国サイドからは、聖公会大学のイ・ヨンファン、キム・ソンギをはじめ、数多くの研究者や実践家が参加し、日本からは、研究代

表者である藤井敦史、研究分担者の原田晃樹、その他、連携研究者の北島健一（立教大）、大高研道（聖学院大）が参加した。この国際シンポジウムでは、日韓の社会的企業が共通して抱えている問題をめぐって議論が交わされた。

#### 4. 研究成果

##### (1) ワーカーズ・コレクティブ調査の知見

###### ① 包摂的な職場の形成

今回のワーカーズ・コレクティブに関するヒアリング調査からは、第一に、ワーカーズ・コレクティブが就労困難者を受け入れ、職場を創出する際に、どのような強みを有しているのかを理解することができた。多くの現場リーダーからは、（短時間ワークの切り出しが得意であることと同時に）現場でのワーカーによる高い頻度のミーティングの重要性が指摘されることが多かった。そうしたミーティングにおいて、障害者に関する組織学習が進み、就労困難者に対する理解や合意形成が促進されること、また、そのことから、就労困難者に対して、受容的な職場環境の提供が可能になっていることが伺われた。

② しかし、同時に、ワーカーズ・コレクティブが発展していくためには幾つかの課題があることも浮上した。一つは、参加の再定義という問題である。ワーカーズ・コレクティブでは、従来の参加概念、すなわち、経営と労働と出資への全面的な参加にこだわりすぎると、逆に、就労困難者の参入障壁を高めてしまう危険性があるように思われる。むしろ、参加のあり方の幅を広げ、徐々に参加意識や参加能力が高まってくるのを待つことが可能な組織態勢を作ることが必要ではないだろうか。その際に、重要なことは、総会や理事会等での意思決定への参加というフォーマルな参加だけでなく、居場所作りなどを通してインフォーマルな参加の場を作ることである。この点で参考になるのは、風車の事例である。風車では、我々は、運良く、当事者の方々にヒアリングすることができたが、彼女等が語る居場所とは、「自分が自分のままで居られる場所」のことを指している。そして、自分が自分のまま肯定され、承認される居場所があって初めて、彼女等は、安心して発話することが可能になり、参加へのプロセスを歩む出発点にたつことができるのである。こうした考え方は、従来のワー

カーズ・コレクティブでは珍しいが、参加の幅を幅広く認め、個々人の参加意識や参加能力の高まりに応じて、徐々に参加の度合いを高めていくあり方として、重要なヒントを提供してくれているように思う。

③一方で、多様な参加のあり方を認めて、包摂的な職場を作っていくことも、経営基盤を強化していかない限り、生活保障賃金が可能な仕事を提供することは容易ではない。それでは、どのようにして経営基盤を強化していけば良いのだろうか。一つは、ワーカーズ・コレクティブの強みである連合組織を基盤とした「連帯経済」を強化していくという方向性を考えることができる。今回、我々は、ワーカーズ・コレクティブのネットワークと連合組織の中間支援組織としての機能について詳細に調査を行った。それによれば、ワーカーズ・コレクティブの事業経営にとって、ワーカーズ・コレクティブ間のネットワーク、或いは、基盤組織である生活クラブ生協とのネットワークが重要な経営基盤となっていることが改めて明らかになった。たとえば、今回調査したワーカーズ・コレクティブ 12 団体においては、(a)生活クラブ生協やワーカーズ・コレクティブ間のネットワークによるマーケティング、(b)ワーカーズ・コレクティブが連携して作成した共通パンフレットによる人材募集（神奈川の『ハロー・ワーコレ』等）や共同での人材育成（共育講座等）、(c)同業種のワーカーズ・コレクティブ間でのレシピ提供や品質向上のアドバイス、(d)共同仕入れによる経費節減、(e)WCA 女性市民コミュニティ・バンクからの借り入れによる資金調達等、ある種の連帯的な経済関係が顕著に見られた。そして、このような連帯的な経済の結び目の位置にあって重要な役割を果たしていたのが、各連合組織だと言えるだろう。以上のような点は、一般の事業型 NPO などには見られにくいワーカーズ・コレクティブ特有の強みだと言えるだろう。

④ただし、こうした連帯経済の幅を広げ、より強化していくためには、幾つかの課題があるように思われた。一つは、生活クラブ生協グループの枠を越えたネットワークの拡大である。今回の調査でも、生協委託・取引型では、生活クラブ生協とワーカーズ・コレクティブ以外は、ほとんどネットワークが形成されていない団体が多かった。しかし、WISE 型では、障害者福祉、環境問題、まちづくり

に取り組む多様な NPO、行政や公的な就労支援機関等との多様なネットワークの広がりを確認することができた。このようなネットワークの広がりを通して、真の意味で地域に根ざしたワーカーズ・コレクティブへの転換が可能になり、そのことが新たな地域資源の開発・調達に結びつくのではないだろうか。⑤また、連合組織そのものの機能強化ということも重要な課題だろう。そもそも、神奈川以外の連合組織では、専従スタッフが存在しない場合も多く、財源や事務局体制という点で脆弱な連合組織も多いのが現状である。今後、連合組織が、力を付け、現場のワーカーズ・コレクティブの経営を下支えしていくためには、やはり外部とのネットワークを拡大しながら、独自事業も展開しながら、資金調達のオプションを増やしていく必要があるのではないだろうか。

⑥加えて、ワーカーズ・コレクティブが WISE として発展していくためには、やはり資金調達の面から考えれば、公的資金の導入という課題に向き合わざるを得ないのではないだろうか。ただし、これまでの介護保険事業や保育事業における公的資金の導入と同様、制度に参入することは、ワーカーズ・コレクティブとしての組織形態の維持を困難にする危険性がある。とりわけ、障害者雇用という領域は、これまで一般就労と福祉的就労という二分法で分断されてきた。そういった中で、既存の福祉制度の枠組みに入ることは、「地域で誰でもが共に働くことのできる場」というワーカーズ・コレクティブの理念と背反しかねない。それゆえ、一般就労でも福祉的就労でもない「第三の職場」を可能にするために、社会的事業所制度等、新しい社会的企業に関する法制度を構築し、こうした事業体が存立可能な制度環境をどのように作っていくかということが極めて重要なポイントになるのではないだろうか。

## (2)労働者協同組合の調査からの知見

労働者協同組合に関しては、研究分担者の原田晃樹を中心に、その詳細な調査結果の分析を取りまとめ中であるが、本調査研究では、労働者協同組合における参加と「協同労働」の実態を詳細に明らかにすることができた。①第一に、労働者協同組合の組合員層が多様化してきており、男女構成もかつての中高年男性を中心とした組織から、女性や若者が数多く参加する組織へと変化してきていること

が理解できた。そして、若者自立支援事業を中心に、現場職員の参加意識が顕著に高まっていることがわかった。

②一方で、現場の事業所における労働条件の低さ（端的に、賃金の低さ）やそこでの参加を抑制する要因として、準市場を導入した公共サービス領域自体の労働条件の低さ、本部一支部の中央集権的な構造といった条件が一定の影響を及ぼしていることが判明した。これらの問題を解決するために、公共サービスを受託した際に、ディーセント・ワークを可能とする労働条件が確保できる委託契約のあり方（制度上の問題）、本部一事業所の垂直的な構造の分権化、異質な人々を巻き込んだ参加のあり方といった問題が極めて重要な意味を持つことが把握できた。

### (3)韓国社会的企業の抱える課題

日韓の社会的企業が発展していく上で抱えている制度上の課題が極めて近いことが改めて明らかとなった。とりわけ社会的企業と行政との事業委託をめぐるのは、日韓双方共において、行政による優先購買の弱さ、社会的企業における社会的価値を明確に評価する仕組みの欠如といった問題が存在していることが理解できた。また、韓国社会的企業育成法に関しては、認証制度ゆえに、行政の裁量が大きい問題、社会性を維持するための資本所有の制限や民主的参加が弱められている問題などが指摘された。これらの韓国社会的企業の実態から、日本で社会的企業を法制化する際に考えるべき論点を考察することが可能となった。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 15 件）

①藤井敦史、「ワーカーズ・コレクティブにおける社会的包摂の条件（2）—就労困難者受け入れの実態と連合組織の機能—」、『協同組合研究』、査読有、第 30 巻 2 号、2011、90-99

②藤井敦史、「ワーカーズ・コレクティブにおける社会的包摂—その実態と条件—」、『生活協同組合研究』、査読無、425 号、2011、32-43

③藤井敦史・原田晃樹、「イギリス保守党・自由民主党連立政権下のサード・セクター政策と社会的企業」、『社会運動』、査読無、374 号、2011、15-25

④原田晃樹、「英国キャメロン政権におけるボランティア・セクター政策の行政学的考察—ボランティア組織の社会的価値とアカウンタビリティ—」、『法学新報』、査読無、118(3・4)、2011、157-198

⑤原田晃樹、「ワーカーズ・コレクティブにおける社会的包摂の条件（1）—ワーカーズ・コレクティブの財源構成と公的資金—」、『協同組合研究』、査読有、第 30 巻 2 号、2011、82-88

⑥原田晃樹、「新しい公共における協働」、『まちと暮らし研究』、査読無、13 巻、2011、12-17

⑦原田晃樹、「社会的企業による社会的包摂の条件」、『政経論叢』、査読無、79(3・4)、2011、651-687

⑧藤井敦史、「『社会的企業』とは何か—日本における社会的企業概念の受容と社会的企業研究の課題—」、『協同組合研究』、査読有、29 巻 1 号、2010、83-101

⑨藤井敦史、「『協働』を支える条件とは何か—政府と市場の狭間の NPO—」、『自治研なら』、査読無、99 号、2010、4-8

⑩藤井敦史、「日本における社会的企業概念の受容と社会的企業研究の課題」、『社会運動』、査読無、360 号、2010、23-36

⑪原田晃樹、「NPO との協働の課題と自治体の役割—第一線職員の裁量と協働ルール—」、『協同の発見』、査読無、216 号、2010、29～38

⑫藤井敦史、「国際的な社会的企業の潮流から考える協同組合の進むべき道（生活クラブ神奈川アソシエーション調査報告フォーラム）」、『社会運動』、査読無、349 号、2009、3-13

⑬藤井敦史、「『社会的企業』とは何か（上）—社会的企業に関する二つの理論的潮流をめぐって—」、『情況』、査読無、7 月号、2009、128-143

⑭藤井敦史、「社会的企業をいかに問うべきか—社会的企業の理論的・実践的課題—」、『協同の発見』、査読無、209 号、2009、14-22

⑮原田晃樹、「サードセクターのサステナビリティを支える制度的基盤としての協働政策」、『協同の発見』、査読無、209 号、2009、24-33

〔学会発表〕(計9件)

①原田晃樹、「英国保守・自民連立政権におけるサード・セクター政策と協働施策の転換—公的資金を受けるボランティア組織の評価とアカウントビリティ—」、日本社会福祉学会、2011年10月9日、淑徳大学

②藤井敦史、「イギリス保守党・自由民主党連立政権下のサード・セクター政策」、福祉社会学会、2011年6月12日、首都大学東京

③原田晃樹、「官民協働の日英比較—サード・セクターの持続可能な活動を支える基盤条件—」、日本協働政策学会、2010年12月4日、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

④藤井敦史、「ワーカーズ・コレクティブにおける社会的包摂の条件—(1)組織特性と連合組織の機能—」、日本協同組合学会、2010年10月24日、佐賀大学

⑤原田晃樹、「ワーカーズ・コレクティブにおける社会的包摂の条件—(2)ワーカーズ・コレクティブの財源構成と公的資金—」、日本協同組合学会、2010年10月24日、佐賀大学

⑥原田晃樹、「サード・セクターの自律性を支える政策的・制度的基盤としての協働政策—公的セクターとサード・セクターとの資金媒介関係の観点から—」、日本社会福祉学会、2010年10月10日、日本福祉大学

⑦原田晃樹、「協働の理念と現実」、日本行政学会、2010年5月23日、日本大学

⑧藤井敦史、「日本における社会的企業概念の受容と社会的企業研究の課題」、日本協同組合学会、2009年9月13日、酪農学園大

⑨原田晃樹、「社会的企業と公的セクターとの協働に関する行政学的分析」日本協同組合学会、2009年9月13日、酪農学園大

〔図書〕(計2件)

①藤井敦史、NPO法人札幌・障害者活動支援センターライフ、「社会的事業所は障害者等の就労にどのような役割を持つか」、『(NPOライフさっぽろ人間福祉ブックレット02)誰もが働ける社会を一講座「障害者等の雇用を考える社会的事業所の役割」報告集』、2011、36

②原田晃樹・藤井敦史・松井真理子、勁草書房、『NPO再構築への道—パートナーシップ

を支える仕組み—』、2010、328

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤井敦史 (FUJII ATSUSHI)  
立教大学・コミュニティ福祉学部・教授  
研究者番号：60292190

### (2) 研究分担者

原田晃樹 (HARADA KOUKI)  
立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授  
研究者番号：20340416

### (3) 連携研究者

大高研道 (ODAKA KENDO)  
聖学院大学・政治経済学部・教授  
研究者番号：00364323

北島健一 (KITAJIMA KENICHI)  
立教大学・コミュニティ福祉学部・教授  
研究者番号：60214798